

平成 20 年 5 月 23 日

中国における専利<sup>1</sup>法（特許法）改正動向と  
日本機関の中国における R&D 活動への影響（速報版）

JST 研究開発戦略センター 海外動向ユニット

＜本稿のポイント＞

- ・ 中国では現在、特許法の第三次改正に向け作業中である。2006 年 8 月には知識産権局が、2008 年 2 月には国務院がパブコメ草案を発表しており、年内に全人代での可決を目指している。
- ・ 2008 年 2 月に発表された国務院の意見募集草案では、「いかなる組織・個人も中国で完成した発明創造を外国で出願する際には国務院特許行政部門（＝中国政府）の許可を得なければならない。」など、中国で R&D に取り組む日本の大学・研究機関の活動に影響する事項が盛り込まれている。
- ・ ただし、上記はあくまで草案段階での内容である点に留意されたい。今後とも中国は日米の関係機関等の要望を考慮しながら最終案の作成に取り組むとのことである。

## 1. WTO 加盟と知的財産制度の整備

中国は 2001 年末に WTO に加盟すると同時に、TRIPS 協定遵守に向け、国内法制度の改革に取り組んでいる。中国特許法（専利法）もこの一環として改正が進められている。

中国特許法は 1984 年 3 月に全人代にて採択された後、1992 年に第 1 次改正、2000 年に第 2 次改正が行われており、今回は第 3 次改正となる。

## 2. 特許法第 3 次改正のプロセス

特許法第 3 次改正は次の通り 3 段階で検討されている。

- ① 知識産権局（日本の特許庁に相当） ←2006 年 8 月パブコメ草案発表
- ② 国務院（中国の省庁を束ねる機関） ←2008 年 2 月パブコメ草案発表
- ③ 全国人民代表大会（日本の国会に相当）

ただし、全人代は「オーソライズ」の意味合いが強いため、実務的には知識産権局及び国務院での検討が重要となる。検討途中段階で、適宜米国及び日本からの意見も求め、これを踏まえて草案をブラッシュアップするプロセスを取っている。

知識産権局は、2006 年 8 月 1 日に意見募集（パブコメ）草案を発表しており、現在は国務院・法制弁公室が知識産権局草案をもとに、検討を進めている。国務院は 2008 年 2 月に意見募集草案の修正案を発表し（ただし、一部限定された関係者への連絡）、現在は各方面

<sup>1</sup> ここでいう専利は、特許、意匠、実用新案を指す。

からの意見に基づき草案を再検討している。

これらパブコメ草案の内容は、JETRO 北京センター知的財産権部のホームページより日本語で入手できる。

2006年8月・知識産権局草案：[http://www.jetro-pkip.org/html/ztshow\\_BID\\_170.html](http://www.jetro-pkip.org/html/ztshow_BID_170.html)

2008年2月・国務院草案：[http://www.jetro-pkip.org/upload\\_file/2008052380388065.pdf](http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2008052380388065.pdf)

国務院草案は2008年秋に全人代に提出される見込みとなっており、中国政府は年内の制定を目指している。

### 3. 国務院草案と日本機関の中国における R&D 活動への懸念事項

2008年2月の国務院草案で、日本の大学・研究機関の中国での活動に大きく影響すると思われる事項は次の通り。

- ・ **中国第一国出願義務**：「いかなる組織・個人も中国で完成した発明創造を外国で出願する際には国務院特許行政部門の許可を得なければならない」。日本の機関、日本人であっても、中国本土で実施した研究開発活動の成果は、まず中国政府に中国語で出願しなければならず、中国政府の許可がない限りは中国よりも先に海外に出願することはできないことになる。(現行法では、中国の機関・個人に限定されているが、海外連携先機関から海外出願してしまい、中国への出願義務が必ずしも遵守されないザル法であることが問題視され、「中国で完成した発明」へと範囲を拡大。)
- ・ **技術輸出規制**：出願された特許の内容が中国の安全・利益にかかわる場合は、海外への輸出・移転が制限される。
- ・ **遺伝資源・伝統知識の活用に係る制約**：伝統的資源を活用する場合は、その情報ソース等を明記しなければならない。また、別途定められる生物多様性関連法等に抵触した場合には、特許権が付与されない。

### 4. 今後の日本の対応

JETRO 北京事務所によると、2008年秋に国務院草案が全人代へ提出される前に、官民合同ミッションが中国政府との意見交換を行う予定とのことである。なお、過去の日中間の意見交換結果については、下記特許庁サイト等から確認することができる。

[http://www.ipa.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/chugokusenrihou\\_koukan\\_sympo.htm](http://www.ipa.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/chugokusenrihou_koukan_sympo.htm)

ただし、例えば中国第一国出願義務については、知識産権局草案の段階で日本側から取り下げを要望したが、結局2008年2月発表の国務院草案では盛り込まれたままとなっていた。更には、伝統的資源の活用に係る制約は知識産権局草案よりも更に厳しい条件が国務院草案で加筆されている。

本法改正は民間企業以外にも、中国に拠点を置く日本の大学・研究機関の R&D 活動の成

果の出願や権利の帰属に大きくかかわるため、今後の動向に注意する必要がある。

以上